

2019年度 群馬県立ふれあいスポーツプラザ アーチェリー場利用認定会 要項

1 目的 認定内容を定め、条件を満たすことにより、安全にアーチェリー場の利用ができることを目的に月に1回の認定会を開催します。

2 対象 ①アーチェリー場利用認定証保持者
 ②現在、他施設等でアーチェリー競技を行っている方(過去6ヶ月以内の大会等の記録の提出が必要)
 ※記録が30m以上の記録で基準点を超過している場合、30m認定から可能となります。
 ③過去にアーチェリー競技を行っていた方(認定切れ含む)
 ※10m認定からとなります。

認定合格後、3ヶ月未満に同じ距離を受けることはできません。(例:4月認定合格→7月認定会認定申込可)

3 日程 月1回(日曜日午後1時30分～)実施します。
 4月 7日・ 5月 5日・ 6月 2日・ 7月 7日・ 8月11日・ 9月 1日・11月 3日・12月 1日
 1月12日・ 2月 2日・ 3月 1日 **計11回予定**
 ※天候等で実施できなかった場合は中止いたします。その月で認定が切れてしまう場合はご相談ください。
 ※10月の認定会の開催はありません。当館主催のアーチェリー大会の開催を予定しています。そちらの記録は全ての距離において大会申請を可能とします。

4 定員 20名程度とします。申込用紙を認定会前日の午後5時までに総合受付に提出してください。
※申込多数の場合は、その月に認定が切れてしまう方及び障害者を優先とします。参加できない方にはご連絡いたします。

5 参加費 無料 ※ただし、高齢者及び一般の方は別途施設利用料が必要となります。

6 認定内容 ①基本(服装など) ②弓具の組立・取扱 ③マナー ④基準得点
 上記の①～④の項目による総合判定となります。

得点は次に定める認定距離において、36射でその得点を超えなければなりません。

認定 ※1	5m認定	10m認定	18m認定 ※2	30m認定 ※3	50m認定 ※3 ※4	70m認定 ※3
認定距離	5m	10m	18m	30m	50m	70m
1人で利用できる距離	5m	10m	18m	30m	50m	70m
指導員付で利用できる距離	10m	18m	30m	50m	70m	
基準得点		260点	260点	260点	260点(CP) 240点(RC)	260点

※1 同一認定日に異なる距離及び複数の弓具の認定を受けることはできません。

※2 ベアボウは18m認定までとし、指導員付で最長30mとします。

※3 大会記録での申請条件

30m以上の認定証保持者で、過去6ヶ月以内のアーチェリー競技会(インドア不可)の記録が上記基準得点を満たす場合に申請できます。ただし、認定が切れた方の大会申請はできません。

《必要書類》:①開催要項または大会資料 ②記録のコピー

※4 コンパウンドは50m認定までとし、最長50mとします。

7 認定会で使用する的について

	10m認定	18m認定	30m認定	50m認定	70m認定
リカーブ	80cm的				122cm的
コンパウンド	40cm的(5リング) 2枚使用、3射ずつの打ち分け		40cm的 (5リング)	80cm的	
ベアボウ	80cm的				

※使用する的は変更する場合があります。

8 申込み・問合せ先

群馬県立ふれあいスポーツプラザ
 TEL :0270-62-9000 FAX :0270-62-8867
 〒379-2214 伊勢崎市下触町 238-3
 ※開館日の午前9時～午後5時にお願いいたします。

9 認定証発行・受け渡しについて

- ①総合判定で合格した方は、認定証の発行がされるまでの期間は、合格前の認定距離での行射になります。
- ②認定証は総合受付にて受け渡しとなります。

10 有効期限

認定日より1年間を有効期限とします。ただし、疑念を生じる場合は、有効期間中でも再検定することがあります。

認定が切れた場合は、再度認定会を受けて合格する(認定証を受け取る)まで、アーチェリー場のご利用はできませんので、ご承知おきください。(入院等で受けられない場合はご相談ください。)

11 譲渡の禁止

認定証は本人のみ有効とします。他人に貸したり譲渡したりした場合は、認定会によって得られた権利の全てを無効とします。

12 安全の確保

アーチェリー場の利用(認定会含む)における安全及び円滑な運営を損なう行為は禁止します。また、安全を損なう行為をされた方には、認定証を没収し、以降のアーチェリー場の利用を禁止とさせていただきます。

13 その他

- ①アーチェリー場の利用の際は、必ず**認定証**と**安全講習会受講修了証**を総合受付に提示し、ファイルに入れ、利用証またはチケットと一緒にアーチェリー場の指導員に提出してください。
- ②認定会はプラザスポーツ指導員の指示に従っていただきます。指示に従えない場合は認定会の参加はできません。
- ③リカーブ・コンパウンド・ベアボウの各々に認定証が必要になります。
- ④認定会を受ける方以外は、アーチェリー場への入場はできません。見学される方はアーチェリー場外で見学してください。ボランティアの方については、採点チェック等のご協力をお願いすることがあります。
- ⑤申込用紙に記載されている個人情報については、事業目的以外には使用いたしません。

2019年度 アーチェリー場利用認定会 申込書

※1 ※印はプラザ利用証をお持ちの方は記入不要。一般利用の方は記入をお願いします。

※2 大会申請の方は、「希望認定」の距離と□大会申請に印をつけ、条件に合った記録を添付してください。

※3 下記「認定会申込者及びアーチェリー場利用者の皆様へ」を必ず一読し、同意の上で申し込みください。

ふりがな				認定会当日現在
氏名	(男 ・ 女)		年齢	歳
※住所	〒			
※連絡先	TEL:	E-mail:		
現在の認定	・なし ・5m ・10m ・18m ・30m ・50m ・70m ・認定切れ			
希望認定	・10m ・18m ・30m ・50m ・70m □大会申請			
利用証番号	番号()	認定番号	認定有効期限	年 月
	一般(利用券利用者)			
使用弓具	リカーブ コンパウンド		ベアボウ	

認定会申込者及びアーチェリー場利用者の皆様へ

当館アーチェリー場を利用する方は、安全に利用するために、下記の内容に同意したものとします。

- 1 全日本アーチェリー連盟の安全規程を遵守すること。
- 2 アーチェリーを行射するにあたり、使用方法によっては大変危険な飛び道具となりうることを理解し、事故防止と安全確保に努め、ルールを遵守し、危険と思われる行為は絶対にしないこと。
- 3 他者(対職員・対利用者)を尊重し、またアーチェリー場内においてふさわしくない行動(暴言や暴力、差別等)をしないこと。
- 4 アーチェリー場を利用するにあたり、プラザ職員から指示があった場合はその指示に従い、安全に利用すること。
- 5 日頃から健康状態について、自己管理を行い、プラザ利用についても自己で責任を持つこと。また、健康状態が芳しくない場合は、利用をしないこと。
- 6 使用弓具の保管責任・保安管理に努めるとともに、使用前後の点検確認を常時行い、自らの責任において弓具の管理をしなければならない。
- 7 的台(畳)から矢を外した場合は、その時点で行射を中止し、原因を究明すること。原因が判明するまで行射は控えること。行射再開後、再度矢を外した場合は、距離を短くすること。
- 8 矢の紛失については、アーチェリー場利用者全員で捜索し、どうしても見つからない場合は、やむをえず利用を再開するが、矢を紛失した方が利用を続ける場合には、行射距離を短くすること。

※上記内容を遵守できない場合は、認定証の失効やアーチェリー場の利用の中止又は禁止を命じる場合があります。

群馬県立ふれあいスポーツプラザ館長 あて

平成 年 月 日 氏名

本紙に記載されている個人情報は、プラザ事業目的以外には使用致しません。

申込受付日:平成 年 月 日(受付者:)